

策定年月日	令和8年9月8日
-------	----------

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年9月

大 洲 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	大洲農業の現状と振興方針	1
2	農業経営基盤強化の方向	1
3	支援措置	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
	目標営農類型一覧表	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	5
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	7
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	7
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	7
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	9
2	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	12
3	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	12
4	新規就農青年等の確保育成を促進するための取組	13
5	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項	14
6	農業者等による協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準	14
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
第7	その他	16
	目標営農類型基本的指標	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 大洲農業の現状と振興方針

大洲市は、愛媛県の西南部に位置し、温暖な気候と市を二分して流れる肱川によってもたらされた肥沃な土壌、瀬戸内海に面した比較的温暖な臨海部、更には国営農地開発事業による大区画ほ場の確保など、恵まれた営農条件のもとで、米、野菜、畜産、果樹など多種多彩な農産物を取り入れた地域複合型経営が行われ、県内有数の産地として愛媛農業の一翼を担っている。

具体的に、平坦地域においては、米に加えて転作作物として麦・大豆、施設野菜・花きを、中山間地域においては、果樹、畜産を、臨海地域においては、温州みかん等のかんきつ類を柱として地域の実情に即した農業生産の振興を図ってきた。

一方で、農業構造については、60歳未満の基幹的農業専従者のいる農家や新たに就農する若年労働力が減少する反面、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加する等ぜい弱な構造となっている。また、過疎化の進行も相まって、荒廃農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。

今後は、育成すべき経営体を明確にし、それらを中心とした集落営農の整備を図るとともに、先進的農業技術の開発・普及による高付加価値農産物の需要動向に対応できる産地の形成、流動化の促進による効率的な土地利用体系を確立し、各地域の自然条件を活かした適地適作に基づく低コスト、高品質、安定生産等を誘導する。

また、中山間地域が多く、担い手不足、荒廃農地の増大等の構造的な課題を抱えている本市においては、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組を一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、一層推進するものとする。

さらには、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっており、国内の農業生産基盤の増大が必要とされる中で、本市においても将来にわたり食料を安定的に供給するため、生産基盤の高度化や生産振興、担い手の育成確保等、総合的に施策を展開し、農業生産基盤の強化を実現する。

2 農業経営基盤強化の方向

(1) 構造再編の方向

本市農業が抱える問題に対処していくために、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に実施し、本市農業の健全な発展を図る。

具体的な経営の指標は、10年後に実現の可能性のある目標とするため、大洲市内において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を

目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たりおおむね400万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たりおおむね2,000時間)の水準を実現したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努める。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手としての能力向上を図ることを主眼に置いた上で、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とし、新規就農者(雇用就農者含む)を毎年5人確保することを目指す。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として経営がおおむね軌道に乗る時点(就農後5年目)における水準を、年間農業所得(主たる農業従事者1人当たりおおむね250万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たりおおむね2,000時間)と設定するとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点(就農後5年目)の年間農業従事日数、就業内容、役職を個々の状況に応じ設定する。

(2) 構造再編の方法

この目標を達成するため、集落における話し合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

- ア 優良農地を確保するとともに、経営規模の拡大と経営改善を図り、地域及び各経営体の実態に応じた法人化を促進する。
- イ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化、さらにはDXの現場実装により農作業の効率化を促進する。
- ウ 地域の実情に応じて、各種農業基盤整備事業を農家負担に配慮しながら積極的に推進し、生産性の向上を促進する。
- エ 積極的なマーケティングにより消費者のニーズを捉えた高収益作物の導入、競争に打ち勝つ産地形成、消費者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取組みを積極的に促進する。
- オ 新規就農者の受入れのために、地域の実態に応じた支援を、農業協同組合、愛媛県関連部署等を活かしながら推進し、地域をリードする農業者に育成する。
- カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。
- キ 効率的かつ安定的な農業経営体と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、集落機能の維持を図る。
- ク 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の掘り起こしから就農、定着、経営改善に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、

以下の取組を促進する。

(ア) 農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。

(イ) 進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。

(ウ) 希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

ケ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織の育成を促進する。

特に集落を単位とした生産組織(集落営農)については、農地管理の面において重要な役割を担っており、中山間地域等直接支払制度等により支援を図る。

なお、共同販売経理を行い、法人化する計画を有する等経営主体としての実態を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものは特定農業団体として育成を図る。

3 支援措置

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会による農用地の利用関係の調整はもちろんのこと、その他の支援措置についても法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)に重点的に実施されるよう努めることとし、大洲市が主体となって、関係機関・団体等にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の認定有効期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、大洲市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【目標営農類型一覧表】（詳細は、後掲の目標営農類型基本的指標に記載のとおり）

経営体別	営農類型別		経営規模
個別経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	14.0ha
		水稻＋麦＋水稻作業受託	15.0ha
		水稻＋露地野菜	14.0ha
		すいか＋はくさい	2.5ha
		なし＋もも	1.8ha
		キウイ	0.8ha
		温州＋甘平＋キウイ	1.2ha
		乾しいたけ＋水稻＋くり	3.5ha
		乾しいたけ＋水稻＋夏秋きゅうり	1.2ha
	施設型	トマト＋きゅうり	0.5ha
		いちご	0.3ha
		温州＋キウイ＋甘平＋愛媛果試第28号(紅まどんな)	1.0ha
個別経営体	畜産	酪農	経産牛50頭 育成牛25頭
		肉用牛(肥育)	肥育牛150頭
		養豚(一貫)	繁殖豚150頭 肥育豚1,500頭
		養鶏(採卵鶏)	成鶏30,000羽 育成鶏15,000羽

経営体別	営農類型別		経営規模
組織経営体	土地利用型	水稻＋大豆＋水稻作業受託	30.0ha
		露地野菜	10.0ha
	施設型	施設野菜	1.0ha
	畜産	酪農	経産牛300頭
		肉用牛(肥育)	肥育牛350頭
		養豚(一貫)	繁殖豚1,000頭 肥育豚10,000頭

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に示した効率的かつ安定的な農業経営の指標の6割程度とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。

また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化やデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。

2 市町村が主体的に行う取組

大洲市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業指導班や農業協同組合、農業委員会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農用地等のあっせんなどのサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの相談対応等の必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

3 関係機関の連携・役割分担

大洲市は、就農希望者の受入について、関係機関が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報提供

大洲市は、農業協同組合等の関係機関と連携し、区域内における作付品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）に情報提供する。

本市及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、愛媛県及び支援センターに情報提供する。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
35.0%	目標年次は令和12年とする。

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、大洲市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大洲市は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、大洲市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

大洲市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ② 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ③ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ④ 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組
- ⑤ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項
- ⑥ 農業者等による協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

大洲市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむをえないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的

かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を大洲市に提出して、農用地利用規程について大洲市の認定を受けることができる。

② 大洲市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 大洲市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大洲市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員か

らその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 大洲市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用

権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 大洲市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 大洲市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導班、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)えひめ農林漁業振興機構）等の指導、助言を求めてきたときは、大洲市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

2 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

大洲市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

3 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

大洲市は、効率的かつ安定的な経営を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組んでいく必要がある。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

4 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 農業体験学習の支援等学校教育との連携強化

農業への興味を喚起し、就農候補者の底辺の拡大と就農意欲の啓発を図るため、学校教育と連携し、児童・生徒の農業体験学習を推進するとともに、地元の農家による出前授業、講演会等を開催する。

イ 新規就農者の掘り起こし活動

大洲市青年農業者協議会の活動を支援し、新規就農青年が農業に参入しやすい環境整備を図る。

また、就農PR、受け入れ情報の収集・発信、各種相談活動等を実施し、多様な就農ルートを通じて幅広く新規就農者の確保を図る。

ウ 就農意欲の醸成に向けた取組

本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

エ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受可能な農地の情報の提供を行うとともに、農業法人等への雇用就農については、関係機関と連携し、求人情報の収集等を行う。

オ 就農希望者に対する支援体制の整備

技術・経営研修、農地取得、資金調達等についての総合的な支援体制を整備するとともに、多様な就農希望者の実情に即したきめ細やかな支援を行う。また、新規参入者に対しては、就業面、生活面等も含めた受け入れ体制の整備を図る。

(2) 定着に向けた取組

大洲市が策定する「地域計画」に地域の農業を担う者として位置づけられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資事業、青年等就農資金の積極的な活用等によりさらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 認定新規就農者制度の普及

大洲市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する認定新規就農者制度の普及を図る。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市・農業委員会・農業指導班・南予家畜保健衛生所・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等

のフォローアップを行うなど、重点的に指導を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

(4) 若者を中心とした就農者が定着するための環境づくりの推進

ア チャレンジ精神に応える環境条件の整備

新しい営農システムや就農条件の導入等による魅力ある経営体づくりに取り組み、青年等が就農するための受け皿としての環境づくりを推進する。

イ ゆとりある農村生活の創造

魅力的で、ゆとりある農村生活を実現するため、経済的ゆとりに加え、生活の楽しさ、幸せ感、生きがい等を体感できる農業・農村ならではの生き方の創造や環境づくりを推進する。

5 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

- (1) 大洲市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構とともに、普及啓発活動を行うことによって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 大洲市、大洲市農業再生協議会、農業委員会、農業協同組合等は、農地中間管理機構が行う中間管理・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

6 農業者等による協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて協議の場を設定することとし、開催に当たっては、農業関係の集まり等を積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業指導班、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に設定することとし、そのうえで、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

大洲市は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 大洲市は、果樹選果施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安

定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 大洲市は、中山間地域等直接支払制度によって中山間地域における集落の活性化を図り、中山間地域の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 大洲市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 大洲市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

大洲市は、大洲市の職員、農業委員会、農業指導班、農業協同組合、その他の関係団体の役職員、認定農業者及び青年農業者の代表をもって組織する大洲市農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の活動計画を樹立する。また、このような長期活動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、大洲市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、大洲市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年10月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和8年 月 日から施行する。

【 目 標 營 農 類 型 基 本 的 指 標 】

①〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託		
経 営 規 模	＜経営面積＞	14.0ha	
	＜作付面積＞	水稻	10.0ha
		はだか麦	10.0ha
		大豆	4.0ha
	＜作業受託面積＞	5.0ha	
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫・納屋・作業場(200㎡)		
	＜主要農機具＞ 管理機、普通トラック、トラクター(50ps)、田植機(乗用6条)、グレンタンク付コンバイン(4条)、汎用コンバイン(共同)、水田ハロー、鎮圧ローラー、ライムソフワ、動力噴霧機、穀類乾燥機、粃すり機、粃軽量選別機、溝掘機、低温倉庫、精米袋移動機、貯留タンク、廃塵装置、昇降機、石抜精米機、大豆選粒機(共同)、ハイクリアランス作業機 ＜技術等＞ ・ 水稻：高品質米生産のため適品種の作付け、飼料米の作付拡大 ・ はだか麦：機械化と湿害防止 ・ 大豆：栽培の機械化体系による省力栽培		
経 営 管 理 の 方 法	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施		
農業従事の態様等	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

②〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	水稲＋麦＋水稲作業受託		
経 営 規 模	＜経営面積＞	15.0ha	
	＜作付面積＞	水稲	15.0ha
		はだか麦	5.0ha
	＜作業受託面積＞	5.0ha	
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫・納屋・作業場(200㎡)		
	＜主要農機具＞ 管理機、普通トラック、トラクター(50ps)、田植機(乗用6条)、グレンタンク付コンバイン(4条)、汎用コンバイン(共同)、水田ハロー、鎮圧ローラー、ライムソフワ、動力噴霧機、穀類乾燥機、粃すり機、粃軽量選別機、溝掘機、低温倉庫、精米袋移動機、貯留タンク、廃塵装置、昇降機、石抜精米機、ハイクリアランス作業機		
	＜技術等＞ ・水稲：高品質米生産のため適品種の作付け、飼料米の作付拡大 ・はだか麦：機械化と湿害防止		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

③〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	水稲＋露地野菜		
経 営 規 模	<経営面積>	14.0ha	
	<作付面積>	水稲	13.0ha
		たまねぎ	1.0ha
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	1人	
生 産 方 式	<主要施設> 倉庫・納屋・作業場(200㎡)		
	<主要農機具> 管理機、普通トラック、トラクター(50ps)、田植機(乗用6条)、グレンタンク付コンバイン(4条)、水田ハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、動力噴霧機、穀類乾燥機、粃すり機、粃軽量選別機、溝掘機、低温倉庫、精米袋移動機、貯留タンク、廃塵装置、昇降機、石抜精米機、ハイクリアランス作業機		
	<技術等> ・水稲：高品質米生産のため適品種の作付け、飼料米の作付拡大 ・たまねぎ：肥大期の適切な追肥		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

④〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	すいか＋はくさい		
経 営 規 模	＜経営面積＞	2.5ha	
	＜作付面積＞	すいか はくさい	1.0ha 1.5ha
労 働 力	主たる従事者 補助従事者	1人 2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫、トンネル一式 ＜主要農機具＞ 軽四トラック、動力噴霧機、トラクター（30ps）、草刈機、播種機 ＜技術等＞ ・すいか：トンネル栽培による生産安定、土作りによる収量向上 ・はくさい：土作りによる収量向上		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑤〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	なし+もも		
経 営 規 模	＜経営面積＞	1.8ha	
	＜作付面積＞	なし	1.5ha
		もも	0.3ha
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫、果樹棚(1.8ha)、防鳥ネット(1.8ha)、貯水槽 ＜主要農機具＞ 普通トラック、動力噴霧機、スピードスプレーヤー、コンテナ、草刈機、小型管理機、運搬車、バックホー ＜技術等＞ ・なし：品種構成の適正化と整枝せん定、摘果の徹底による高品質果樹の生産とフェロモン剤を利用した減農薬栽培 ・もも：適切な剪定・選果による高品質果樹の生産、		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑥〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	キウイ		
経 営 規 模	＜経営面積＞	0.8ha	
	＜作付面積＞	キウイ	0.8ha
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	1人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫兼貯蔵庫、キウイ棚 (0.8ha)、貯水槽 ＜主要農機具＞ 普通トラック、動力噴霧機、小型管理機、草刈機、運搬車 ＜技術等＞ ・キウイ：病虫害対策や早期の適正摘果による高品質大玉果生産と液体受粉による省力化、適切なかん水による樹勢の強化		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑦〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	温州＋甘平＋キウイ		
経 営 規 模	＜経営面積＞ ＜作付面積＞	1.2ha 早生温州 普通温州 甘平 キウイ	0.3ha 0.2ha 0.2ha 0.5ha
労 働 力	主たる従事者 補助従事者	1人 2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫兼貯蔵庫、モノレール、かん水施設、キウイ棚（0.5ha） ＜主要農機具＞ 普通トラック、動力噴霧機、小型管理機、草刈機、コンテナ、選果機 ＜技術等＞ ・温州：マルチ栽培と樹冠上部摘果による高品質中玉生産 ・甘平：適切なかん水による高品質中玉生産 ・キウイ：病虫害対策や早期の適正摘果による高品質大玉果生産と液体受粉による省力化		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑧〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	乾しいたけ＋水稻＋くり		
経 営 規 模	＜経営面積＞ ＜作付面積＞	3.5ha 乾しいたけ 水稻 くり	2万本 0.5ha 3.0ha
労 働 力	主たる従事者 補助従事者	1人 2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 機械格納庫兼作業所 ＜主要農機具＞ トラクター（25ps）、田植機（乗用4条）、動力噴霧機、普通トラック、軽四トラック、草刈機、運搬車、椎茸乾燥機、原木孔あけ機、チェーンソー、バックホー ＜技術等＞ ・ 水稻：育苗センター利用、施肥田植機、稲刈り委託 ・ くり：優良品種の組合せと病虫害の徹底防除、低樹高整枝せん定による高品質大玉生産 ・ 椎茸：寒冷紗被覆栽培		
経 営 管 理 の 方 法	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑨〔個別経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	乾しいたけ＋水稲＋夏秋きゅうり		
経 営 規 模	＜経営面積＞ ＜作付面積＞	1.2ha 乾しいたけ 水稲 夏秋きゅうり	2万本 1.0ha 0.2ha
労 働 力	主たる従事者 補助従事者	1人 2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 機械格納庫兼作業所、きゅうり支柱(20a) ＜主要農機具＞ トラクター(25ps)、田植機(乗用4条)、動力噴霧機、小型管理機、普通トラック、軽四トラック、草刈機、運搬車、椎茸乾燥機、原木孔あけ機、チェーンソー、バックホー ＜技術等＞ ・水稲：育苗センター利用、施肥田植機、稲刈り委託 ・夏秋きゅうり：ブルームレス台木苗使用 ・椎茸：寒冷紗被覆栽培		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑩〔個別経営体〕 施設型

営 農 類 型	トマト＋きゅうり		
経 営 規 模	＜経営面積＞ ＜作付面積＞	0.5ha 半促成トマト 抑制きゅうり	0.3ha 0.2ha
労 働 力	主たる従事者 補助従事者	1人 2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫、パイプハウス(3,000㎡) ＜主要農機具＞ 軽四トラック、動力噴霧機、トラクター(20ps)、草刈機、小型管理機、温風暖房機 ＜技術等＞ ・半促成トマト：病虫害防除の徹底、土づくりによる収量確保 ・抑制きゅうり：病虫害防除の徹底、土づくりによる収量確保		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農業従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑪〔個別経営体〕 施設型

営 農 類 型	いちご		
経 営 規 模	＜経営面積＞0.3ha ＜作付面積＞いちご0.3ha		
労 働 力	主たる従事者1人 補助従事者2人		
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫、パイプハウス(3,000㎡)、高設施設(3,000㎡) ＜主要農機具＞ 軽四トラック、動力噴霧器機、小型管理機、温風暖房機、循環扇、炭酸ガス発生装置、冷蔵庫 ＜技術等＞ ・育苗における病虫害防除の徹底 ・高設化		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑫〔個別経営体〕 施設型

営 農 類 型	温州＋キウイ＋甘平＋愛媛果試第28号(紅まどんな)		
経 営 規 模	<経営面積>	1.0ha	
	<作付面積>	温州	0.4ha
		キウイ	0.4ha
		甘平	0.1ha
		愛媛果試第28号(紅まどんな)	0.1ha
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	2人	
生 産 方 式	<主要施設> 倉庫兼貯蔵庫、貯水槽、モノレール、かん水施設、パイプハウス(2,000㎡)、キウイ棚(4,000㎡) <主要農機具> 普通トラック、動力噴霧機、小型管理機、草刈機、コンテナ、選果機 <技術等> ・温州：マルチ栽培と樹冠上部摘果による高品質中玉生産 ・キウイ：病虫害対策や早期の適正摘果による高品質大玉生産と液体受粉による省力化 ・甘平：裂果及び硬化症の対策等による高品質生産 ・愛媛果試第28号(紅まどんな)：果皮障害対策等による高品質生産		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農 業 従 事 の 態 様 等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止		

⑬〔個別経営体〕 畜産

営 農 類 型	酪農		
経 営 規 模	<飼養頭数>	経産牛	50頭
		育成牛	25頭
経 営 規 模	<自給飼料>	飼料作物	6.0ha
		トウモロコシ	6.0ha
		イタリアン	4.2ha
		えん麦	2.0ha
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	2人	
生 産 方 式	<主要施設>		
	搾乳牛舎(500㎡)、育成牛舎(200㎡)、堆肥舎(280㎡)、尿溜、飼料タンク、サイロ、農機具庫		
	<主要農機具>		
	パイプラインミルク、バルククーラー、バーンクリーナー、給湯器、ウォーターカップ、送風機、トラック、ダンプトラック		
生 産 方 式	<共同所有>		
	トラクター、バキュームカー、ディスクハロー、ブームスプレーヤー、ロールベラー、コーンプランター、ハーベスタ		
	<技術等>		
	・酪農(乳牛):ヘルパー制度の活用により適切な飼料給与など日常管理を徹底してゆとりのある酪農経営の実現を図る ・酪農(飼料作):計画的な作業による効率化を図り、水田転作では、排水対策などを徹底する		
経 営 管 理 の 方 法		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	
農業従事の態様等		・ヘルパーの活用による定期的な休日、休暇の確保	

⑭〔個別経営体〕 畜産

営 農 類 型	肉用牛(肥育)		
経 営 規 模	<飼養頭数>	肥育牛(黒毛和種)	150頭
	<自給飼料>	飼料作物	1.2ha
		スーダン	1.0ha
		イタリアンライグラス	1.2ha
労 働 力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	1人	
生 産 方 式	<主要施設>		
	肥育牛舎(967㎡)、堆肥舎(200㎡)、倉庫(100㎡)、飼料タンク、サイロ		
	<主要農機具>		
	ショベルローダー、ダンプ(2t)、普通トラック		
生 産 方 式	<共同利用>		
	モアー、ハーベスタ、トラクター、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ロールベラー、ヘイレーキ、ブームスプレーヤー		
	<技術等>		
	・肉牛の系統にあった飼料給与と管理で上物率の向上 ・飼料作物生産の計画的な作業による効率化		
経 営 管 理 の 方 法		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	
農業従事の態様等		・雇用の活用による定期的な休日、休暇の確保	

⑮〔個別経営体〕 畜産

営 農 類 型	養豚(一貫)		
経 営 規 模	<飼養頭数> 繁殖母豚 150頭 種雄豚 10頭 肥育豚 1,500頭 生産肉豚 3,150頭(年間) 廃豚 68頭(年間)		
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人		
生 産 方 式	<主要施設> 繁殖豚舎(495㎡)、育成豚舎(765㎡)、肥育豚舎(1,225㎡)、農舎(200㎡)、堆肥舎(830㎡)、倉庫(50㎡)、浄化槽、管理舎(30㎡) <主要農機具> 自動給餌システム、動力噴霧機(2台)、自動集糞機、糞尿発酵機1基、ショベルローダー、ダンプトラック(2t)、軽トラック <技術等> ・SPF豚の導入 ・一部人工授精の併用		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農業従事の態様等	・雇用の活用による定期的な休日、休暇の確保		

⑯〔個別経営体〕 畜産

営 農 類 型	養鶏(採卵鶏)		
経 営 規 模	<飼養羽数> 成鶏 30,000羽 育成鶏 15,000羽		
労 働 力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人		
生 産 方 式	<主要施設> 中・大雛舎(300㎡)、成鶏舎(588㎡)、管理舎(50㎡)、糞尿処理施設(360㎡)、飼料タンク <主要農機具> 自動給餌機、給水機、ショベルローダー、トラック、洗卵選別機、鶏糞袋詰機、ダンプ <技術等> ・飼育環境の改善に努め、事故率低減と飼料要求率の改善を図る ・ウインドレス鶏舎の導入		
経 営 管 理 の 方 法	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施		
農業従事の態様等	・雇用の活用による定期的な休日、休暇の確保		

⑰〔組織経営体〕 土地利用型

営農類型	水稻＋大豆＋水稻作業受託		
経営規模	＜経営面積＞	30.0ha	
	＜作付面積＞	水稻	15.0ha
		大豆	15.0ha
	＜作業受託面積＞	25.0ha	
労働力	主たる従事者	5人	
	補助従事者	5人	
生産方式	＜主要施設＞ 機械倉庫、作業場(300㎡) ＜主要農機具＞ 施肥機付高速田植機2台(乗用6条植1台、乗用5条植1台)、トラクター2台(55ps1台、32ps1台)、普通トラック1台、軽四トラック2台、G付自脱型コンバイン1台(5条刈)、汎用コンバイン1台(刃幅1.2m)、大豆乾燥調整機械一式、HC作業機1台 ＜その他＞ 低温保管庫(33㎡) ＜技術等＞ ・ 水稻：基肥穂肥同時施用肥料利用、乾燥調整はJA共乾施設利用、無人ヘリ防除 ・ 大豆：シーダーによる播種施肥同時、専用コンバイン収穫		
	経営管理の方法		
農業従事の態様等	・ 従業員全員の社会保険への加入 ・ 労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。		

⑱〔組織経営体〕 土地利用型

営 農 類 型	露地野菜		
経 営 規 模	<経営面積>	10.0ha	
	<作付面積>	にんじん	5.0ha
		さといも	5.0ha
労 働 力	主たる従事者	5人	
	補助従事者	5人	
生 産 方 式	<主要施設>		
	機械倉庫、作業場(300㎡)		
	<主要農機具>		
	トラクター2台(55ps1台、32ps1台)、普通トラック、軽四トラック、動力噴霧機、 ハイクリブーム、播種機、にんじん収穫機、サブソイラ、ロータリーハロー、サト イモ掘取機、洗浄機		
	<技術等>		
	・ にんじん:地域に適合する品種の選定、大型トンネル栽培		
	・ さといも:掘取機、根切断機の使用		
経 営 管 理 の 方 法	・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。		
農 業 従 事 の 態 様 等	・ 従業員全員の社会保険への加入		
	・ 労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。		

①⑨ 〔組織経営体〕 施設型

営 農 類 型	施設野菜		
経 営 規 模	＜経営面積＞	1.0ha	
	＜作付面積＞	促成トマト	1.0ha
労 働 力	主たる従事者	3人	
	補助従事者	2人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ 倉庫兼貯蔵庫、貯水槽、かん水施設、ハウス(10,000㎡)、暖房一式 ＜主要農機具＞ 普通トラック、動力噴霧機、コンテナ、選果機、高所作業車 ＜技術等＞ ・病虫害防除の徹底、適正養液管理による収量確保		
経 営 管 理 の 方 法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。		
農 業 従 事 の 態 様 等	・給料制の導入 ・全員社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。		

②⑩ 〔組織経営体〕 畜産

営 農 類 型	酪農		
経 営 規 模	＜飼養頭数＞	経産牛	300頭
		育成牛	120頭
	＜自給飼料＞	飼料作物	20.0ha
		トウモロコシ	20.0ha
		イタリアン	10.0ha
		えん麦	10.0ha
労 働 力	主たる従事者	5人	
	補助従事者	5人	
生 産 方 式	＜主要施設＞ フリーストール牛舎(2,000㎡)、育成牛舎(400㎡)、パーラー(500㎡)、堆肥舎(800㎡)、倉庫(400㎡)、管理棟(200㎡)、尿溜、飼料タンク、サイロ ＜主要農機具＞ ミルカーシステム、バルククーラー、バークリーナー、スクレイパー、トラック(2台)、ダンプトラック(3台)、トラクター(3台)、バキュームカー、ディスクハロー、ブームスプレーヤー、ロールベアラー、コーンプランター、ハーベスタ、パソコン管理システム ＜技術等＞ ・TMR給与による産乳量の向上、飼養管理の徹底による事故防止		
経 営 管 理 の 方 法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。		
農 業 従 事 の 態 様 等	・従業員全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。		

②①〔組織経営体〕 畜産

営 農 類 型	肉用牛(肥育)		
経 営 規 模	<飼養頭数>	肥育牛(黒毛和種)	350頭
	<自給飼料>	飼料作物	24.0ha
		トウモロコシ	24.0ha
		イタリアン	14.0ha
		えん麦	10.0ha
労 働 力	主たる従事者	4人	
	補助従事者	4人	
生 産 方 式	<主要施設>		
	肥育牛舎(4,200㎡)、堆肥舎(1,000㎡)、倉庫(600㎡)、飼料タンク、サイロ		
	<主要農機具>		
	ショベルローダー(2台)、ダンプ(2t 3台)、トラック(2台)、モアー、ハーベスタ、トラクター(3台)、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター、ロールベレー、ヘイレーキ、ブームスプレーヤー		
経 営 管 理 の 方 法	<技術等>		
	・肉牛の系統にあった飼料給与と管理で上物率の向上、飼料作物生産の計画的な作業による効率化		
農 業 従 事 の 態 様 等	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。		
	・従業員全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。		

②②〔組織経営体〕 畜産

営 農 類 型	養豚(一貫)		
経 営 規 模	<飼養頭数>	繁殖豚	1,000頭
		肥育豚	10,000頭
労 働 力	主たる従事者	8人	
	補助従事者	5人	
生 産 方 式	<主要施設>		
	繁殖豚舎(1,350㎡)、分娩豚舎(1,500㎡)、子豚豚舎(1,200㎡)、肉豚舎(3,000㎡)、堆肥舎(500㎡)、倉庫(150㎡)、浄化槽、糞尿処理施設(3基)、管理舎(100㎡)		
	<主要農機具>		
	自動給餌システム、自動集糞機、ショベルローダー(3台)、ダンプトラック(2t 3台)、軽トラック(3台)		
経 営 管 理 の 方 法	<技術等>		
	・S P F豚の導入 ・一部人工授精の併用		
農 業 従 事 の 態 様 等	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。		
	・従業員全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業環境の改善を図る。		